

林野庁補助事業

令和4年度広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業

国産特用林産物の競争力強化
に向けた調査・実証等事業
事業成果報告書

令和5年3月

日本特用林産振興会

目 次

I 事業の背景・目的	1
II 事業実施の仕組みと経過	
1 検討委員会の開催	3
III 事業の実施結果	
1 アンケート調査について	4
(1) アンケート回答の分析	4
(2) コメント欄への記載内容	14
2 店頭での表示調査について	16
(1) 店頭調査の対象	16
(2) 結果の概要	16
IV 考察と提言	18
【参考資料】	
(参考1、2) 中国からの菌床の輸入動向	19
(別添1) アンケート様式	20

I 事業の背景・目的

1. 事業の背景

きのこ、山菜、木炭等の特用林産物の産出額は、年間約2千億円と林業全体の産出額の約5割を占め、山村地域における貴重な収入源となっている。特用林産物の多くの品目において、代替資材や輸入品との競合、生産者の減少・高齢化等により、国内生産は長期低迷する傾向にあるが、特用林産物生産額の9割を占める栽培きのこ類については、1970年代から2010年代にかけて生産量が大きく増加し、平成22年以降、46万トン前後の生産量を維持している。このような生産増加の背景には、菌床による生鮮きのこ栽培技術や種菌開発の進歩、生産施設の整備、きのこの健康増進効果に対する消費者の関心の高まりなどが考えられるが、近年は平成23年の東日本大震災による放射性物質汚染の影響や、担い手不足に伴うきのこ原木価格の高騰、きのこの市場価格の低迷等に伴い、栽培きのこ生産者の経営が圧迫されつつある。

このような中、平成20年前後から、海外で生産されたしいたけ菌床の輸入量が増加しはじめ、輸入菌床から国内で収穫されたしいたけは、食品表示上国産品として流通しており、消費者が国産菌床から収穫したそれと区別することができない状態が続いていた。このため、しいたけ生産者団体等は生鮮しいたけの原産地表示に係る自主ルールとして、水産物や畜産物について既に運用されていたいわゆる「長いところルール」の普及を行い、林野庁も平成20年に「長いところルール」の運用に係る考え方を整理し、普及の徹底を図るための通知を发出したが、水産物や畜産物と生産方法が大きく異なるしいたけにおいて長いところルールの適用は難しく、平成28年には長いところルールの自主的な運用は終了した。その後、全日本食用きのこ種菌協会が、業界の自主的な取組として、菌床の原料に一定割合以上国産原料を使用しているきのこについて、栽培原料原産地商標（通称ドングリマーク）の普及を開始した。また、輸入菌床に由来するしいたけを国産表示して販売することについて消費者の感覚を明らかにするため、日本特用林産振興会と全日本食用きのこ種菌協会が平成29年に消費者アンケートを行ったところ、輸入菌床に由来するしいたけを国産として販売することに違和感がある、との回答が多数を占めたことから、生産者団体等は食品表示の所管省庁である消費者庁に対して改めて表示制度による対応を求めてきた。

このような声を受け、消費者庁は令和2年3月に「食品表示基準 Q&A」の一部改正により、生鮮しいたけの表示について、「種菌を植え付けた場所と採取地が異なる場合は、採取地、栽培方法と併せて種菌を植え付けた場所も採取地とは区別して、国内で種菌を植え付けた場合は都道府県名、外国で植え付けた場合は当該国名を表示することが望ましい。」との考え方を示した。しかしながら、植菌地の表示が任意であったことから、表示は一部の事業者にとどまり、消費者に適切に植菌地の情報が提供できない状況が続いた。菌床の輸入量は増加を続け、令和2年には国内で収穫された生しいたけのうち、輸入菌床由来のものはおよそ17%と推計された。

このような状況を受け、令和4年2月には、日本特用林産振興会、全国農業協同組合連合会、日本椎茸農業協同組合連合会、全国森林組合連合会、全国食用きのこ種菌協会等9団体からの連盟により、「生しいたけの原産地表示に関する要望書」が提出された。

そのような中、令和4年3月に消費者庁の「食品表示基準 Q&A」の一部改正により、生鮮しいたけの原産地表示に関する解釈が示され、「しいたけについては原木（ほだ木）又は菌床培地に種菌を植え付けた場所（植菌地）を原産地として表示することとされた。改正された「食品表示基準 Q&A¹」の内容を以下に示す。

¹ 「食品表示基準 Q&A」下記リンクは令和5年3月9日改正版

【「食品表示基準 Q&A」 抜粋】

（生鮮－36）しいたけ（原木栽培又は菌床栽培）の原産地表示について、種菌を植え付けた後に2箇所以上の産地を移動し、生産された場合、どのように表示 すればいいのですか。また、現在の考え方となった経緯を教えてください。

（答）

1 しいたけは栽培管理上、菌糸が培地の中に伸張するまでの培養初期段階の環境 が子実体の形成に大きな影響を及ぼすため、しいたけの原産地については、原木 又は菌床培地に種菌を植え付けた場所（植菌地）を原産地とすることとなります。

2 なお、消費者への周知及び事業者の表示切替えのため、令和4年3月末から、半年程度（令和4年9月末）までの期間に販売される一般用生鮮食品及び業務用生鮮食品であるしいたけについては、改正前Q&Aによる原産地表示を行っても差し支えありません。

また、このしいたけの原産地表示の考え方の変更に伴うしいたけ加工食品（原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工食品）の原料原産地表示等に関する経過措置の適用の考え方については、（原原－67）を御確認ください。

3 しいたけについて、現在の考え方となった経緯については次のとおりです。 農産物については、通常、作付地と採取地は同一であるため、原産地として採取地を表示することになります。

このうち、しいたけについて、栽培特性上、種菌を植え付けた場所と子実体の採取地が異なる場合があります。近年、海外において種菌を植え付けた菌床を輸入し、国内で採取したしいたけの生産量が急増しているところです。このように種菌を植え付けた後に2箇所以上の産地を移動する場合であっても、他の農産物と同様に採取地を原産地としていたため、消費者は通常、作付地と採取地は同一であると認識していますので、輸入菌床由来のしいたけと国産菌床由来のしいたけを区別することができない状況でした。

4 このような状況を受け、令和2年3月に食品表示基準Q&Aを改正し、「種菌を植え付けた場所と採取地が異なる菌床栽培のしいたけにあっては、採取地、栽培方法と併せて、種菌を植え付けた場所も採取地とは区別して表示することが望ましい」としていました。

5 しかしながら、種菌を植え付けた場所を表示する事業者は一部にとどまっており、消費者に適切な情報を提供できていない状況になっていました。また、しいたけは栽培管理上、菌糸が培地の中に伸張するまでの培養初期段階の環境が子実体の形成に大きな影響を及ぼすと考えられます。そこで、令和4年3月に食品表示基準Q&Aを改正し、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所（植菌地）を 原産地とすることとしました。

2. 事業の目的

「食品表示基準 Q&A」改正を受け、林野庁では、周知リーフレットや『「食品表示基準 Q&A」改正に伴うしいたけの原産地表示について FAQ』²の作成・公表、説明会の開催等を通じて普及を図っているが、改正表示への移行の猶予期間は同年 9 月 30 日までとされ、10 月 1 日以降は食品表示法に基づく監視の対象ともなることから、改正後の表示方法への生産者・流通事業者の迅速かつ確実な移行が求められる。このため、本事業では、改正前の表示の現状、生産者の改正に関する認知度、改正への対応等についてのアンケート調査を行い、適正な表示の推進、そのための課題等について検討を行うことを目的に実施した。

II 事業実施の仕組みと経過

1 検討委員会の開催

事業の具体的な内容の企画立案及び結果の分析等を行うための学識経験者等を委員とする検討委員会を設置、開催しました。

(1) 検討委員会委員

田中 徳夫	(一財) 日本きのこ研究所 所長
馬場 伸栄	(株) 倉敷きのこ園 代表取締役
福井 陸夫	全国食用きのこ種菌協会 首席技術顧問

(2) 第 1 回検討委員会

日時: 令和 4 年 8 月 24 日 (水) 13:00-15:00

形式: Web 形式

議題:

- ① 事業の目的
- ② 事業の実施方法
 - ・アンケート調査について
 - ・店頭での表示調査について

(3) 第 2 回検討委員会

日時: 令和 5 年 3 月 14 日 (火) 10:00-12:00

形式: Web 形式

議題:

- ① 事業の結果報告
 - ・アンケート調査の結果について
 - ・店頭での表示調査結果について

Ⅲ 事業の実施結果

1 アンケート調査について

第1回検討委員会で検討した生産者に対する表示改正への対応に関するアンケート(別添1:アンケート様式)を8月末に生産者に送付した。

アンケートは、全国食用きのこ種菌協会の会員等の協力を得て、生しいたけ・乾しいたけ、原木栽培・菌床栽培を含む約900人の生産者に送付し、9月22日の回答締切日までに500件の有効回答を得た。

(1) アンケート回答の分析

① 回答者の概要

ア 都道府県別、生産品目別の回答数

表1-1に都道府県別、生産品目別の回答数を示す。

回答は、滋賀県、大阪府、沖縄県を除く44都道府県の500の生産者から得ることができた。そのうち、生しいたけのみを生産している者が312(62.4%)、生しいたけ、乾しいたけ両方を生産している者が173(34.6%)、乾しいたけのみを生産している者が15(3%)であった。

今回の調査では、生しいたけの生産者に関する情報を中心に分析を行ったことから、分析を行った生産者数の母数は485となる。

また、複数の生産都道府県を回答した3生産者については、生産地ごとの分析において、最初に記載された生産地(主生産地)を生産都道府県とした。

回答に記載された生しいたけの出荷量を「特用林産基礎資料」の令和3年生しいたけ生産量と比較したところ、全体ではアンケート回答者の出荷量が特用林産基礎資料の生産量の43%に相当したが、都道府県ごとの比率は必ずしも特用林産基礎資料と一致しなかった。

表1-1 都道府県別の回答

番号	都道府県	回答数	生産品目				生しいたけ 出荷量		
			生	生乾	乾	計	出荷量の回答数	アンケートの出荷量計(トン/年)	R3年生産量(トン/年)
1	北海道	52	42	9	1	52	50	5,360	5,632
2	青森	2	2	0	0	2	2	6	175
3	岩手	21	13	6	2	21	19	3,218	4,660
4	宮城	10	5	5	0	10	10	713	1,039
5	秋田	8	6	1	1	8	5	998	3,900
6	山形	8	7	1	0	8	8	314	1,215
7	福島	16	11	5	0	16	16	511	3,371
8	茨城	14	9	5	0	14	13	509	752
9	栃木	27	18	9	0	27	26	796	3,152
10	群馬	26	20	6	0	26	26	492	4,103
11	埼玉	9	5	4	0	9	9	84	666
12	千葉	6	2	4	0	6	6	32	3,476
13	東京	7	4	3	0	7	7	53	217
14	神奈川	15	13	2	0	15	9	76	207
15	新潟	5	5	0	0	5	5	1,966	2,425

16	富山	4	4	0	0	4	4	691	1,575
17	石川	5	3	2	0	5	4	57	319
18	福井	3	0	3	0	3	3	1	204
19	山梨	7	6	1	0	7	4	67	196
20	長野	10	6	4	0	10	8	130	3,017
21	岐阜	11	4	7	0	11	10	58	2,465
22	静岡	27	16	11	0	27	20	503	1,518
23	愛知	16	13	3	0	16	12	209	858
24	三重	3	2	1	0	3	2	142	787
25	滋賀	0	0	0	0	0	0	0	372
26	京都	1	1	0	0	1	1	1	198
27	大阪	0	0	0	0	0	0	0	68
28	兵庫	4	2	2	0	4	4	126	681
29	奈良	2	1	1	0	2	2	11	409
30	和歌山	1	1	0	0	1	1	540	1,085
31	鳥取	9	5	4	0	9	8	384	278
32	島根	9	7	2	0	9	7	355	1,366
33	岡山	12	5	7	0	12	12	1,667	1,510
34	広島	9	7	2	0	9	8	590	674
35	山口	6	3	3	0	6	6	224	363
36	徳島	10	8	2	0	10	9	2,965	7,048
37	香川	1	0	1	0	1	1	10	123
38	愛媛	15	0	8	7	15	8	277	621
39	高知	4	1	3	0	4	4	87	433
40	福岡	8	7	1	0	8	7	264	738
41	佐賀	10	8	2	0	10	10	151	72
42	長崎	9	7	2	0	9	9	1,596	2,856
43	熊本	7	7	0	0	7	5	99	635
44	大分	29	16	13	0	29	28	1,262	1,818
45	宮崎	31	5	22	4	31	27	1,207	2,910
46	鹿児島	4	0	4	0	4	4	9	782
47	沖縄	0	0	0	0	0	0	0	90
51	回答なし	7	5	2	0	7	5	1,530	
	計	500	312	173	15	500	444	30,338	71,058
	割合(%)		62.4	34.6	3.0	100.0			

イ 事業形態別の回答数

表1-2に事業形態別、生産品目別の回答数を示す。

回答者のうち、個人経営が55%、株式会社が19.2%、その他の法人が12.0%であった。株式会社、有限会社、その他の法人、協同組合を含めた「法人」は216で総数の43.2%を占めた。

生しいたけ生産者の中で、生しいたけ専業、生・乾しいたけ兼業の生産者の間で事業形態に差は見られなかった。

乾しいたけ専業の生産者は、今回のアンケートの対象ではなかったが、回答を得た乾しいたけのみの生産者は15のうち14(93.3%)が個人経営であった。

表 1－2 事業形態別、品目別の生産者数

事業形態	生	生・乾	乾	計	割合(%)
株式会社	60	36	0	96	19.2
有限会社	23	15	0	38	7.6
その他の法人	40	19	1	60	12.0
協同組合	16	6	0	22	4.4
個人	167	94	14	275	55.0
その他	4	1	0	5	1.0
回答なし	2	2	0	4	0.8
計	312	173	15	500	100.0

②生しいたけ生産者の回答の概要

ア 生しいたけ生産者の事業形態別生しいたけ出荷量

表2－1に、事業形態別の生しいたけ出荷量を示す。

表2－1では、規模階層別の回答者数を示しますが、個人事業者のうち 127(有効回答の 53%)が出荷量 5トン/年未満と小規模であることがわかる。

表2－2に、事業形態別の出荷量を示しますが、法人(株式会社、有限会社、その他法人、協同組合)の年平均出荷量が 112 トンから 155 トンであるのに対し、個人事業者では 12 トンと大きな差があることがわかる。しかしながら、個人事業者の総出荷量(2,907 トン)は、総出荷量(30,338 トン)の 9.6%を占めており、生産者数が半数以上を占めることから、今後も生産拡大、需要拡大に果たす役割は無視できないと考えられる。

表 2－1 生しいたけ生産者の事業形態、年出荷量

(単位： トン/年)

事業形態	5t 未満	10t 未満	50t 未満	100t 未満	100t 以上	回答なし	計
株式会社	15	5	18	16	30	12	96
有限会社	4	4	13	4	13	0	38
その他の法人	17	3	15	6	13	5	59
協同組合	5	4	3	4	5	1	22
個人	127	45	58	5	4	22	261
その他	1	1	0	2	0	1	5
回答なし	0	1	1	2	0	0	4
生産者数	169	63	108	39	65	41	485
平均出荷量	2.0	6.7	21.4	69.2	378.1		

表 2－2 生しいたけ生産者の事業形態別年出荷量

(単位： kg/年)

事業形態	回答者数	有効回答数	出 荷 量		
			最小	最大	平均
株式会社	96	84	700	1,500,000	154,961
有限会社	38	38	1,000	1,300,000	127,590
その他の法人	59	54	139	995,000	111,767
協同組合	22	21	500	1,400,000	154,216
個人	261	239	20	350,000	12,161

その他	5	4	2,000	84,271	36,363
回答なし	4	4	6,000	75,000	36,625
計	485	444	20	1,500,000	68,328

イ 生しいたけ生産者の地方別の事業形態別生しいたけ出荷量

表2-3に、地方別の生しいたけ出荷量を示す。

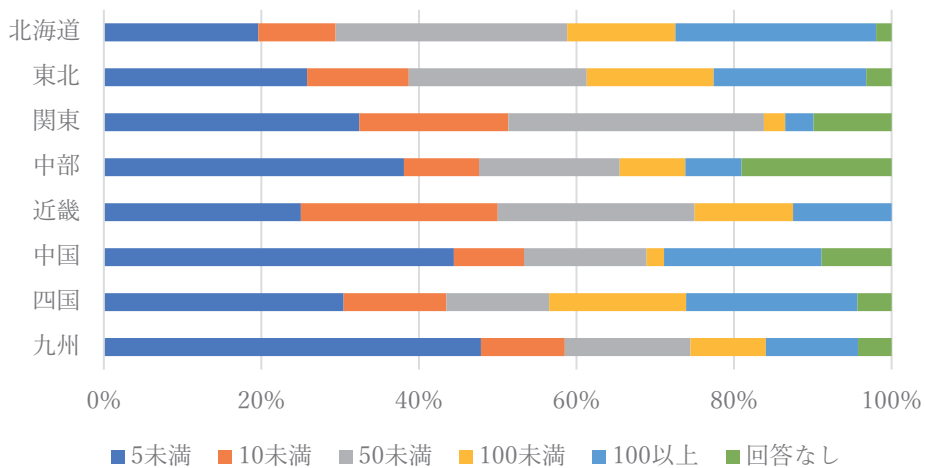
地方ごとの生産者数に差があるため、明確な傾向は見いだせなかった。

表2-3 生しいたけの地方別出荷量

(単位：kg/年)

	5t 未満	10t 未満	50t 未満	100t 未満	100t 以上	回答なし	計
北海道	30	6	11	3	0	1	51
東北	16	8	14	10	12	2	62
関東	36	21	36	3	4	11	111
中部	32	8	15	6	7	16	84
近畿	2	4	1	0	1	0	8
中国	20	11	1	6	3	4	45
四国	7	3	3	4	5	1	23
九州	45	10	15	8	12	4	94
回答なし	1	2	1	0	1	2	7
計	190	75	100	44	50	50	485

図2-3



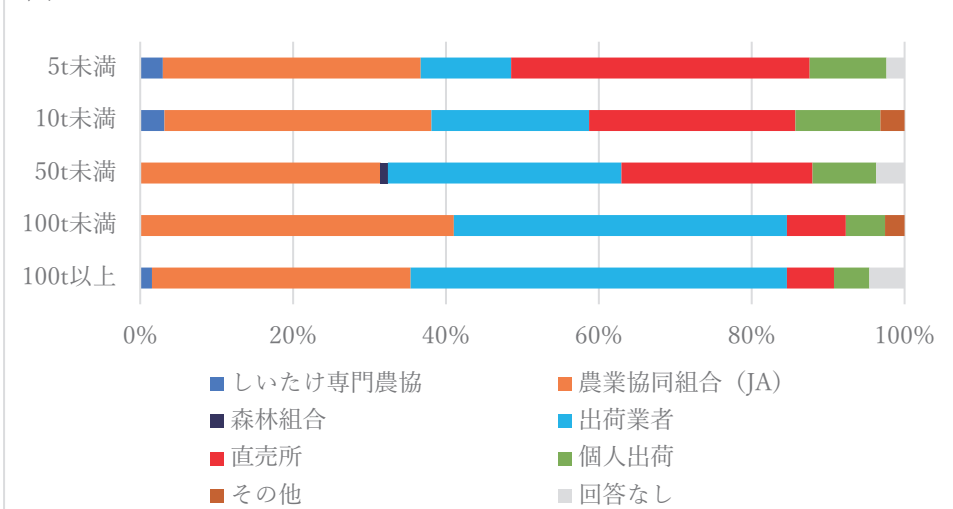
ウ 生しいたけ生産者の出荷先

表2-4に、地方別の生しいたけ出荷量を示す。

表2-4 生しいたけの出荷量区分ごとの主な出荷先（1位にあげられた出荷先）

年出荷量 (ト/年)	しいたけ 専門農協	農業協同 組合（JA）	森林組合	出荷業者	直売所	個人出荷	その他	回答なし	回答事業数
5t未満	5	57	0	20	66	17	0	4	169
10t未満	2	22	0	13	17	7	2	0	63
50t未満	0	34	1	33	27	9	0	4	108
100t未満	0	16	0	17	3	2	1	0	39
100t以上	1	22	0	32	4	3	0	3	65
回答なし	1	11	0	7	13	5	1	3	41
計	9	162	1	122	130	43	4	14	485

図2-4



エ 生しいたけ生産者の栽培方法別事業者数

表2-5に、栽培方法別の生しいたけ生産者数を示す。

全体の72%に当たる347名が菌床栽培、26.4%に当たる128名が原木栽培で、菌床と原木両方を利用している者が10名であった。

表2-5 生しいたけ生産者の栽培形態

生しいたけ生産者数	菌床栽培	菌床＋原木	原木栽培	回答なし	計
485	347	10	128	0	485
割合(%)	71.5	2.1	26.4	0.0	100.0

③菌床、植菌済み原木の購入状況

ア 生しいたけ生産者の菌床、植菌済み原木の購入状況

菌床栽培の生産者については、129名(36%)の生産者が菌床を全量購入しているが、原木栽培では植菌済み原木購入は一部を購入している者を含めても18名(14%)に過ぎず、今回の表示改正の影響は、菌床栽培の生産者の方が原木栽培の生産者よりも大きいと言える。

表3-1 菌床栽培者の菌床購入の状況

菌床栽培者	菌床購入者	菌床購入の割合				
		全量購入	購入が多い	自家植菌が多い	全量自家植菌	回答なし
357	139	129	4	6	218	0
割合(%)	38.9	36.1	1.1	1.7	61.1	0.0

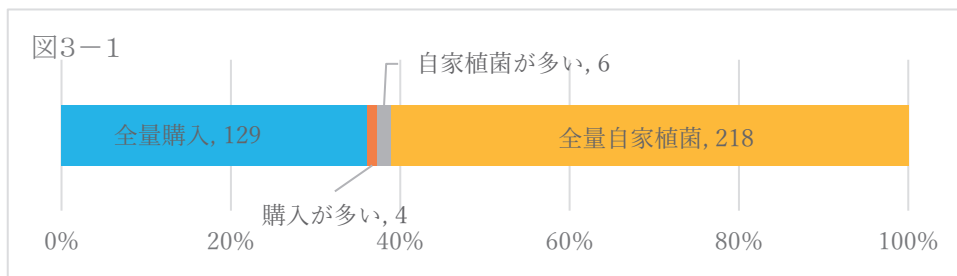
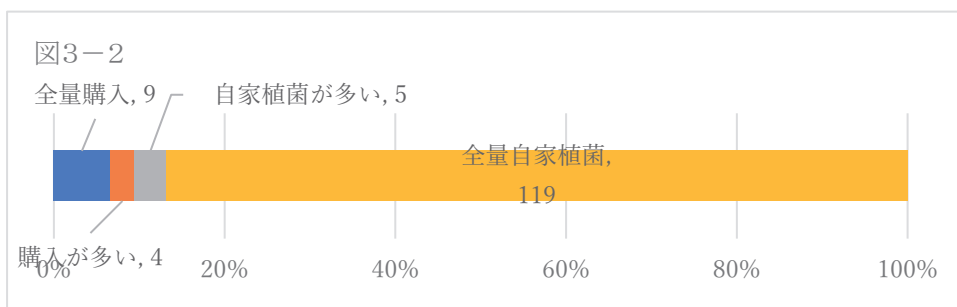


表3-2 原木栽培者の植菌済み原木購入の状況

原木栽培者	植菌済み原木購入者	植菌済み購入の割合				
		全量購入	購入が多い	自家植菌が多い	全量自家植菌	回答なし
138	18	9	4	5	119	1
割合(%)	13.0	6.5	2.9	3.6	86.2	0.7



イ 菌床栽培における出荷規模別菌床購入の状況

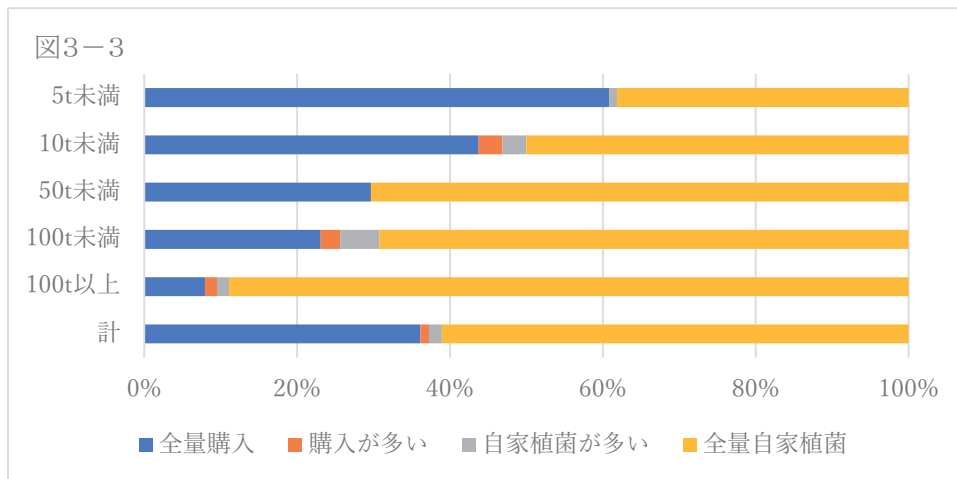
表3-3に、菌床栽培生産者の出荷規模別の菌床購入の割合を示す。

傾向として、生産規模の小さな生産者ほど菌床購入の割合が高くなっている。

表3-3 菌床購入者の出荷量規模

出荷量	全量購入	購入が多い	自家植菌が多い	全量自家植菌	計
5t 未満	59	0	1	37	97
10t 未満	14	1	1	16	32
50t 未満	27	0	0	64	91
100t 未満	9	1	2	27	39

100t 以上	5	1	1	56	63
回答なし	15	1	1	18	35
	129	4	6	218	357



ウ 菌床を購入している生産者の出荷先

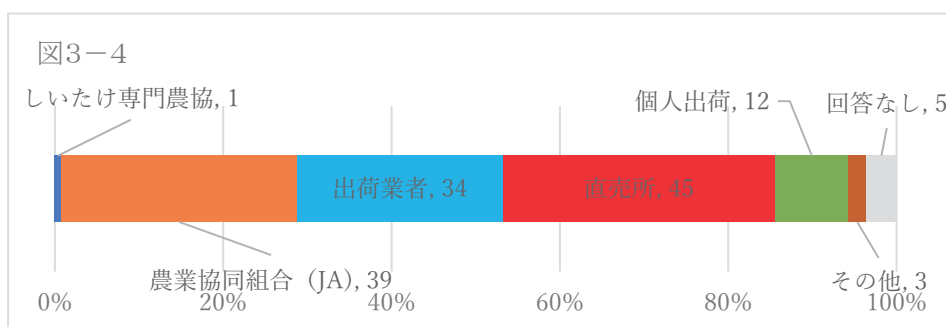
表3-4に、菌床を購入している生産者の主な出荷先を示す。

表3-3のとおり、小規模な生産者の菌床購入の割合が高くなっているが、菌床を購入している生産者の32%が直売所を出荷先の第1位にあげており、直売所における影響について注視することが求められると思われる。

また、今回の調査では、輸入菌床を利用する大規模生産者等が含まれておらず、大規模生産者等による出荷が考えられる外食産業、加工産業に影響が生ずることも考えられるが、外食産業、加工産業そのものについては生鮮品とは異なる表示ルールが適用されることから、大きな影響はないものと考えられる。

表3-4 菌床購入者の出荷先

菌床購入者数	出荷先の中で第1位にあげられた出荷先							回答なし
	しいたけ専門農協	農業協同組合(JA)	森林組合	出荷業者	直売所	個人出荷	その他	
139	1	39	0	34	45	12	3	5
割合(%)	0.7	28.1	0.0	24.5	32.4	8.6	2.2	3.6



エ 購入菌床の植菌地の認識

表3-5に、菌床購入者が購入した菌床の植菌地を知っているかどうかについて示すが、ほとんどの生産者(82%)が植菌地を知っていると答えた。

表3-5 菌床購入した者のうち

菌床購入者数	植菌地を知っている	植菌地を知らない	回答なし
139	114	2	23

オ 購入菌床の植菌地

表3-6に、菌床を購入している生産者の県と出荷している県の対比を示した。

菌床を購入している生産者 126 名のうち、47%の 59 名は同一都道府県内からの購入であった。

比較的近い県からの購入が多い傾向があるが、中には北海道から愛知県への移動もあり、中国からの移動は大分県に 1 件あった。

また、表3-7に示すとおり、菌床の出荷元は、群馬県、静岡県が他に比べて多くなっている。

表3-6 菌床購入している「生産者と購入した菌床の出荷元県

	受入れ県	購入者数	回答数	同一県内	出荷元県							
1	北海道	23	21	21								
2	青森	2	2		岩手	2						
3	岩手	4	4	4								
4	宮城	1	1		岩手	1						
5	秋田	2	2	2								
6	山形	2	2	1	岩手	1						
7	福島	5	4	3	群馬	1						
8	茨城	9	8	2	福島	1	栃木	1	群馬	4		
9	栃木	2	2		群馬	1	静岡	1				
10	群馬	9	9	9								
11	埼玉	2	2		群馬	2						
12	千葉	5	5		茨城	2	群馬	1	埼玉	1	静岡	1
13	東京	7	7		福島	1	群馬	4	神奈川	1	長野	1
14	神奈川	12	10	2	静岡	8						
15	新潟	1	1	1								
17	石川	2	2	1	富山	1						
19	山梨	3	2		群馬	1	静岡	1				
20	長野	4	4	3	群馬	1						
21	岐阜	2	1		静岡	1						
22	静岡	10	6		群馬	1	静岡	5				
23	愛知	7	4		北海道	1	兵庫	1	鳥取	2		
24	三重	1	1		兵庫	1						
26	京都	1	1		山口	1						
28	兵庫	1	1		群馬	1						
31	鳥取	2	2	1	広島	1						
32	島根	1	1		山口	1						
33	岡山	3	1		山口	1						
35	山口	3	0									
36	徳島	1	0									
38	愛媛	2	1		愛媛	1						
40	福岡	2	1	1								
41	佐賀	3	3		福岡	3						
42	長崎	2	2	1	福岡	1						
43	熊本	1	1		福岡	1						
44	大分	13	10	5	兵庫	1	福岡	3	中国	1		
45	宮崎	2	2	2								

99	回答なし	1	0								
	計	153	126	59	67						

表3－7 他県への出荷
数

出荷元県	件数
北海道	1
岩手	4
福島	2
茨城	2
栃木	1
群馬	17
埼玉	1
神奈川	1
富山	1
長野	1
静岡	17
兵庫	2
広島	1
鳥取	2
山口	3
愛媛	1
福岡	8
兵庫	2

③表示改正への対応状況

表4－1に表示改正への対応状況を示す。

令和4年10月1日に改正された表示への対応状況は、表示を修正する必要がなかった、既に修正したと回答した生産者がそれぞれ202名(42%)、139名(29%)で7割の生産者がアンケート回答時点で必要な対応を済ませていた。

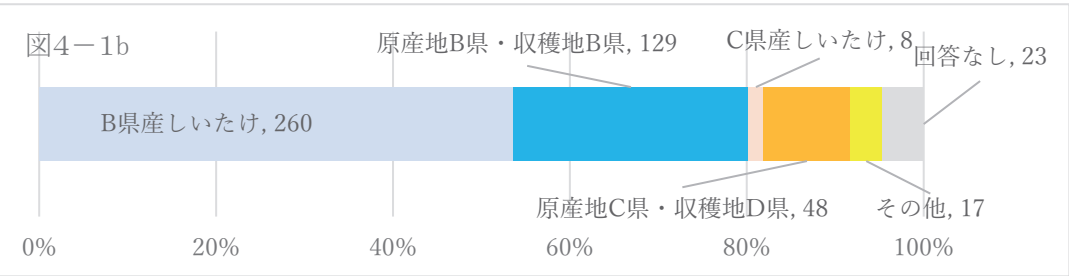
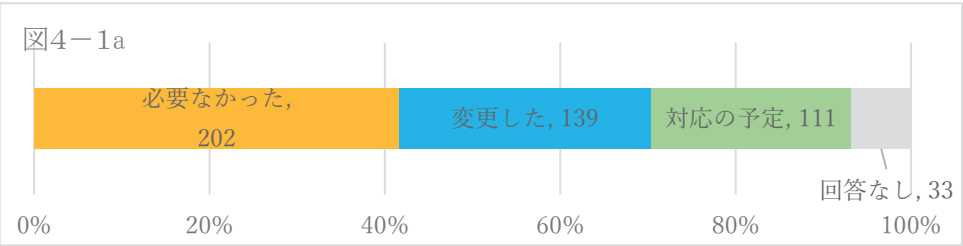
また、111名が対応を予定しており、93%の生産者がアンケート回答時点で今回の改正に対応済みあるいは対応することとしていた。

表4－2に対応後の表示について示すが、同一都道府県内で植菌、収穫を行う生産者については、その67%が「B県産しいたけ」、33%が「原産地B県、収穫地B県」、植菌地と収穫地が異なる生産者については、その14%が「C県産しいたけ(植菌地のみの表示)」、86%が「原産地C県、収穫地D県」と表示すると回答した。

植菌地と収穫地が同一都道府県の場合は「B県産」と示し、植菌地が収穫地と異なる場合には植菌地と収穫地の両方を表示する割合が高くなっている。

表4-1 表示の改正への対応

	回答数	B 県産しいたけ	原産地 B 県・ 収穫地 B 県	C 県産しいたけ	原産地 C 県・ 収穫地 D 県	その他	回答なし	計
必要なかった	202	174	18	1	2	3	4	202
変更した	139	44	61	2	20	3	9	139
対応の予定	111	30	41	3	25	5	7	111
回答なし	33	12	9	2	1	6	3	33
計	485	260	129	8	48	17	23	485



(2)コメント欄への記載内容

アンケートの最後に、出荷先または消費者から、原産地表示の内容などについて尋ねられたことがあったかどうか、また、あった場合はその概要について記述を求めた。回答者のうち、350 名が「尋ねられたことがなかった」と回答し、「あった」と回答したのは 127 名、無回答が 8 名であった。「あった」と回答した中で、概要について記述のあったものの内容は以下の通りであった。

①出荷先からの質問、要請等の内容（順不同、原文のまま）

ア 表示改正の内容、時期等

- ・国産なら今まで通りの表記でいいのでは？と言われた。まぎらわしくて分かりにくいと言われた。
- ・中国産が 2 割近く流通していることは知らなかったという主旨。可能であれば国産を買いためたい。
- ・表示がいつから変更になるのか。
- ・表示に(変更)いたる経過について(聞かれた)
- ・「10 月 1 日から原産地表示は見直されますか？」という問い合わせは 8 月末ごろから特に多くなりました。
また、お客様によっては原産地と収穫地のどちらも入れてほしいとの声もございます。
- ・出荷先から原産地表記変更についてチラシがくばられた。
- ・出荷先によっては、9 月 1 日より表示を変更するよう依頼があった。
- ・市場から尋ねられたが、先方の担当者が制度をよく知らないようであった。
- ・表示の変更については、こちらからバイヤーに伝えた。その後、バイヤーからは原産地の下に採取地の項目を入れるよう言われた。
- ・市場を通じてバイヤーさまから原産地表示の概要の確認あり。また、罰則について聞かれた。

イ 出荷先からの要請等

- ・上記の表示に変更するように出荷先から依頼された。
- ・スーパーより、原産地、採取地の両併記を求められたが林野庁チラシを提出し、現状のままのラベルで OK である旨の承諾を得ようとしています。ポップにて植菌地、採取地を併記。
- ・スーパー様1社より、原産地(植菌地)、収穫地をすべて明記したシールを貼るよう要請がありました。また菌床の納品書のコピー提出も求められています。※シールはスーパーから提供されています。表示変更前に植菌地の確認があった。
- ・すべてではないが「原産地」表示が必要とのメール口頭で指導があった。
- ・直売所で、菌床製造・植菌をどこで行っているかを聞かれた。
- ・スーパーA からは、原木の生産地と菌メーカーの問い合わせあり、スーパーB からは原産地表示について種菌の原産地を求められた。

ウ 表示内容に関する証明書等

- ・植菌地証明書を求められた。
- ・量販店から原産地と収穫地のダブル表示を求められた。原産地証明書の発行を求められた。
- ・スーパーから証明書の発行を求められたが、自家植菌の証明をどの様にしたらよいか迷った。植菌の製造地証明を出すようにも言われた。

- ・各スーパーから誓約書の提出を求められた。
- ・スーパー様1社より、原産地(植菌地)、収穫地をすべて明記したシールを貼るよう要請がありました。また菌床の納品書のコピー提出も求められています。※シールはスーパーから提供されています。
- ・仲買より産地証明書の提出依頼
- ・生産地、植菌地の確認及び、種菌ロット毎の接種日を取引先のスーパーより問い合わせあり、文書として提出を依頼された。JGAP 管理で記録は全て済んでいたため、サンプルとして7月分を提出。今後月一回提出するのか確認中。
- ・スーパーから証明書の発行を求められたが、自家植菌の証明をどの様にしたらよいか迷った。植菌の製造地証明を出すようにも言われた。
- ・どんぐりマーク表示の義務、オガ粉の仕入ルート、菌床製造の記録、証明書の提出。

エ その他

- ・一部の取引先から原産地が県内でなければ取引できないと話があった。菌床の購入先を県内で探している。
- ・自県産の菌床でないと、産直売場に出荷できないなど、制限がかかってしまう。
- ・出荷先のスーパー(産直売場)から菌床の製造地を尋ねられ、隣県と回答したところ、自県産の菌床でないとダメと言われ、10月以降の出荷を断られてしまった。
- ・出荷先の直売所から種駒の製造地が原産地になると説明を受け、一時期誤表記のラベル(「原産地群馬県」)を貼付して販売を行ってしまった。

食品表示基準 Q&A の改正から間もない段階において、各地の直売所やスーパーを含む流通事業者が猶予期間終了までに改正後の表示に対応するため、生産者への確認作業を急ぎ進めていた状況が見て取れるが、やや過剰な対応を求められる事例も見受けられた。また、直売所等で改正内容に対する理解の不足による混乱や、流通事業者から生産者に対して誤った情報が伝達される事例もあったことが見て取れた。

2 店頭での表示調査について

表示の改正に伴う店頭での表示の状況について、9～2 月に大消費地である関東地方を中心に、道の駅、スーパーマーケット等における生しいたけの産地等の表示状況を調査した。

(1) 店頭調査の対象

① 道の駅、JA 直販所・・・29 か所

岩手県:「道の駅かわさき」(10 月 25 日)、「道の駅みずさわ」(12 月 13 日)

宮城県:「道の駅村田」(11 月 21 日)

山形県:「JA さがえ西村山アグリランド」・「JA やまがたおいしさを直売所南館店」(11 月 19 日)

福島県:「道の駅たじま」(9 月 13 日)、「道の駅しもごう・道の駅番屋」(10 月 22 日)、「JA 夢みなみ農産物直売所しらかわ・り愛あん」(11 月 18 日)、「道の駅ひらた」(1 月 17 日)

栃木県:「道の駅うつのみや ろまんちっく村」(9 月 13 日)、「道の駅みかも」・「道の駅どまんなかたぬま」(10 月 20 日)、「道の駅那須高原友愛の森」(10 月 31 日)、「道の駅東山道伊王野」(11 月 16 日)、「道の駅もてぎ」・「道の駅ましこ」・「道の駅はが」(1 月 25 日)、「道の駅那須与一の郷」(2 月 14 日)

群馬県:「道の駅ふじみ」・「道の駅あぐりーむ昭和」・「道の駅川場田園プラザ」・「道の駅たくみの里」・「道の駅ハッ場ふるさと館」・「道の駅くらぶち小栗の里」・「道の駅霊山たけやま」(10 月 21 日)、「道の駅甘楽」(11 月 25 日)

茨城県:「道の駅かつら」(11 月 1 日)、「道の駅みわ」・「道の駅常陸大宮」(10 月 28 日)

② スーパーマーケット・・・(20 件) 福島県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県

③ ネットで販売されている生しいたけについて、アマゾン、メルカリ、産直アウル、ポケットマルシェ等で検索し、産地等の表示を確認した。

(2) 結果の概要

調査の結果、表示には、大きく分けて、原産地(植菌地)と収穫地の両方が記載された例、「B 県産」と記載された例、その他、産地として複数の県を列記したもの、「中国産」というように外国の国名を表示したものなどのバリエーションが見られた。また、ラベルとスーパーの価格シールの標記が異なっているなど、消費者の混乱を招きかねない表示も見受けられた。食品表示については、食品表示基準において消費者が読みやすく理解しやすいよう、文字の大きさ等表示の仕方について細かく規定されている。これらの表示が適正であるかどうかについて日本特用林産振興会は判断する立場にないことを付言する。

① 原産地表示の種類

ア 原産地(植菌地)と収穫地の両方を記載

9 月の段階でも多くの店頭表示で対応がみられた。

また、生産者が貼付した品名、原産地等を記載したシールと販売店が貼付した品名や価格を表示したシールで記載が異なっている例が稀に見られ、今後、流通事業者、販売店等への普及、広報をさらに進める必要があると考えられる。

イ 「B 県産」と記載

原産地(植菌地)と収穫地が同じ場合で、従来からの「〇〇県産」とした表示がそのまま使用されている例も見られた。

また、道の駅、直販所等では、「〇〇県産」に替えて「〇〇市町村産」との表記を多く見られた。地元産であることのこだわりによって差別化を図ろうとするものと考えられる。

ウ その他の表示・記載

自家植菌と購入した植菌済み原木・菌床の組み合わせで栽培した製品には、原産地(植菌地)として複数の県名が並べて記載されたものもあったが、この場合は、多い県から順に記載するというルールが守られていることに留意すべきである。

エ 旧ルールの「菌床製造地」の記載

旧ルールの「菌床製造地」が記載されたものもごく少数であったが見られた。

多くの流通事業者、販売店では改正されたルールへの理解が進んでおり、現在では新たな表示ルールに基づく表示に変更されているのではないかと考えられる。

オ 原産地を海外とした表示

首都圏のスーパーマーケットでは、「原産地(植菌地):中国、収穫地:〇〇県」と表示された製品があったが、適正に表示されたものと考えられる。

カ ネット販売の記載例

ネット販売では、旧ルールの菌床製造地が記載された例が多かったが、ネット上での製品の説明用の記載事項と製品そのものに貼付された記載が同じかどうか等の確認を行うまでには至らなかった。

IV 考察と提言

- ・本事業は、令和 4 年 10 月 1 日以降、生しいたけの原産地表示改正が食品表示の監視対象となることに伴う生産者の対応状況等についてアンケート調査を行うとともに、改正前後の店頭での表示状況について調査を行った。
- ・アンケート調査では、行政機関、種菌メーカー等の指導もある中で、猶予期間の終了前の段階で、生産者の表示改正への理解が進み、適正な対応が行われていたことがわかった。
- ・しかしながら、販売先の流通事業者等については、猶予期間の終了前の段階では今回の改正の趣旨等が必ずしも十分に理解されているとは言えない面もあったことがわかった。

今回の改正は、輸入菌床の増加に対応して、消費者が輸入菌床由来のしいたけと国産菌床由来のしいたけを誤認することなく選択できるよう、「植菌地」を「原産地」として表示するものである。

流通業者や消費者の理解を深めるため、生しいたけの生産過程も含めた流通業者や消費者等への普及、広報活動を促進することが重要と考えられます。

- ・令和 4 年に菌床の輸入量が減少したが、新型コロナウイルス感染症による輸入先国の生産体制、国際物流の混乱、急速な円安などとともに、今回の改正の影響もあったと考えられる。

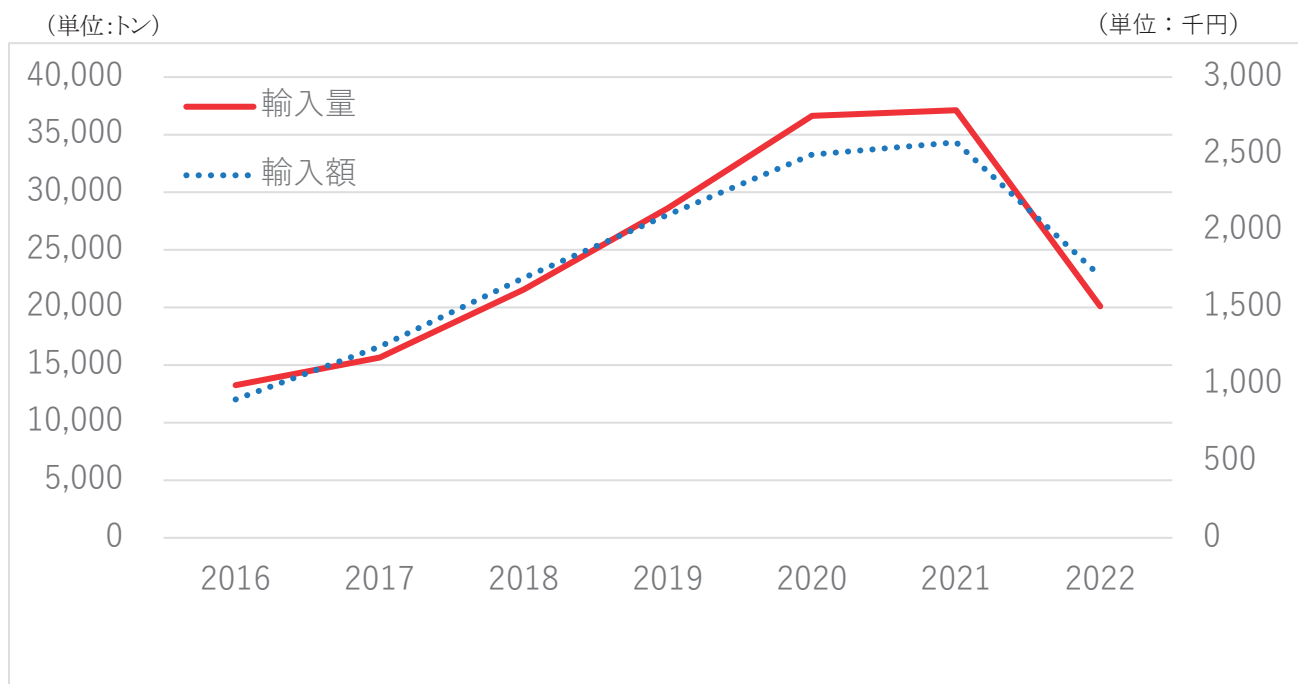
菌床の輸入量の動向について引き続き注視するとともに、生しいたけの生産量や価格への影響、生産者や需要者の動向等について注意深く見守る必要があると考えられる。

- ・近年、道の駅、産直市場等各地方の農林水産物を観光と一体となった取組での販売が増えている。今回の調査でも、規模の比較的小さな個人事業者においては直販所が重要な出荷先となっており、元々、特用林産物には中山間地の副業経営の一つとしての役割があったことを考えると、このような生産者あるいは生産者グループの直販所を通しての販売は特用林産物の需要拡大のみならず地域経済を支えるツールとしても重要と考えられる。

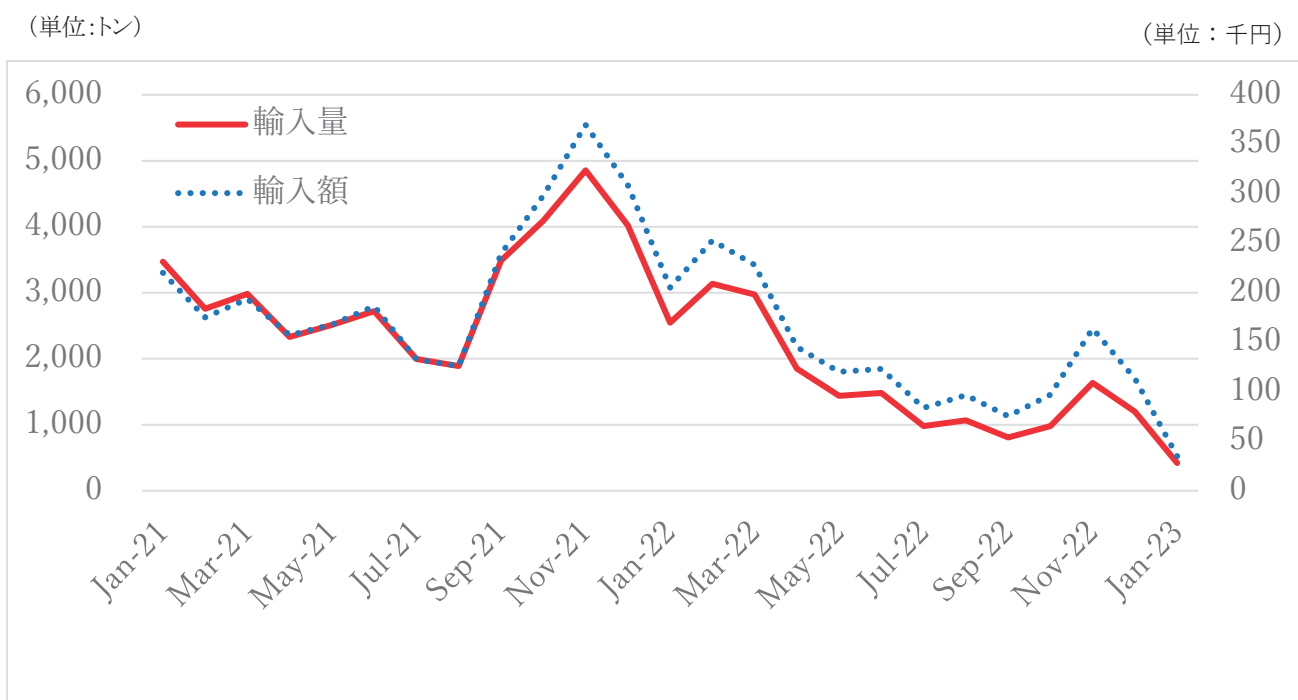
また、生しいたけ生産においては、規模の小さな生産者ほど菌床製造や植菌のための設備・施設等の整備の負担軽減の観点から購入菌床を使用する割合が比較的高いことも伺わせた。

そのような中で、今回の調査は、猶予期間の終了前の段階で実施したが、表示されている原産地(植菌地)が地元ではない商品を直販所で扱うことに対する抵抗感も見られた。このような状況に対して、林野庁は、流通・市場関係者に対し、任意での収穫地の表示も可能であることも踏まえて産直での取り扱いについて合理的な判断を求める通知を発出するなどの対応を行っているが、引き続き直売所での取り扱いについて注視していくとともに、直売所を含む流通事業者と消費者に対して正しい理解を求めていく必要があると考えられる。

(参考1) 中国からの菌床の輸入動向(年次)



(参考2) 中国からの菌床の輸入動向(月次)



(別添1)

2022 年 8 月

しいたけ産地表示制度の改正にかかるアンケート調査

しいたけの原産地表示については、これまで収穫地を原産地として表示することとされてきましたが、近年、海外で植菌・培養された輸入菌床に由来するしいたけの生産が増加しており、消費者が国産菌床由来のしいたけの輸入菌床由来のしいたけを区別することが困難な状況となっていました。

そのようなことから、令和 4 年 3 月 30 日に消費者庁の食品表示基準 Q&A が改正され、しいたけについて、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地として表示することが義務化されました。新たな表示ルールでは、国内で植菌したものについては植菌した都道府県名を、海外で植菌したものについては国名を原産地として表示することになります。

生鮮しいたけについては令和 4 年 9 月末までに、しいたけ加工食品(原材料に占める重量割合が最も高い原材料がしいたけである加工食品)は令和 5 年 3 月末までに表示の切り替えることとされており、今後、消費者の信頼を得るためには適切な表示を行うことが重要と考えています。

つきましては、生産者の皆様の対応状況についてお伺いいたしたく、アンケート調査にご協力をお願いいたします。

なお、お答えは、該当する□に☑を入れていただき、文章でのお答えは()内にご記入ください。

ご回答後は、ご記入いただいた回答用紙を、9 月 22 日(木)までに、FAX 又はメールでお送りいただきますようお願いいたします。

お忙しいところ、お手数をお掛けし、申し訳ございませんがご協力をお願いいたします。

FAX 送信先: 03-3293-1195 (日本特用林産振興会)

メールアドレス: k.morta@nittokusin.jp 及び m-ohno@nittokusin.jp

日本特用林産振興会

担当: 森田、大野

〒101-0054 千代田区神田錦町 2-5-28 黒子ビル

電話: 03-3293-1197、FAX: 03-3293-1195

メール: k.morita@nittokusin.jp

回 答 用 紙

問1: 御社についてお教えてください。

- ① 形態: ☐ 株式会社、☐ 有限会社、☐ その他の法人、☐ 協同組合、☐ 個人、
☐ その他(具体的にお教えてください。_____)
- ② 生産拠点となる都道府県: (_____, _____, _____, _____)
※ 複数ある場合は、生産量の多い都道府県から順に記載をお願いします。
- ③ 年間出荷量: (乾しいたけ: _____ キログラム、生しいたけ: _____ キログラム)
- ④ 出荷先: ☐ しいたけ専門農協、☐ 農業協同組合(JA)、☐ 森林組合、☐ 出荷業者(仲買人、生産者組合、乾しいたけ民間市場等)、☐ 直売所(道の駅等)、☐ 個人出荷(契約栽培・出荷、小売り事業者、通信販売等)、☐ その他(_____)
※ 複数回答でも結構ですが、主な出荷先についてご記入ください。

問2: 栽培方法をお教えてください。 ※年間の菌床、原木の新規導入数をご記入ください。

☐ 菌床(_____ 個)、 ☐ 原木(_____ 本)

問3: 生産に使用している菌床またはほだ木は自家植菌ですか、それとも購入していますか。

(1) ほだ木

- ☐ 自家植菌 (割合 _____) ※委託植菌も含みます。
☐ 植菌済ほだ木購入 (割合 _____)

(2) 菌床

- ☐ 自家植菌 (割合 _____) ※委託植菌も含みます。
☐ 接種済菌床購入 (割合 _____)

問4: 接種済菌床または植菌済ほだ木を購入している場合、植菌している地域(海外は国名、国内は県名)をご存じですか。知っている場合は、国、県をご記入ください。

☐ 知っている。

(_____ 、 _____) 国、(_____ 、 _____ 、 _____) 都道府県

☐ 知らない。

問5: 生鮮しいたけについては、本年10月1日までに植菌地を原産地として表示する必要がありますが、既に表示を行っていますか。

☐ 従来からの表示を変更する必要はなかった。

下の表示例のうち、現在の表示に該当する□に☑を入れてください。

☐ 対応するように変更した。

下の表示例のうち、どの表示に変更されましたか。該当する□に☑を入れてください。

☐ 対応の予定

()月までに対応する予定。

下の表示例のうち、どの表示を使用される予定ですか。該当する□に☑を入れてください。

表示例

輸入菌床(A国で植菌された菌床)の場合	国産菌床・ほだ木の場合	
	植菌から収穫までをB県内で行っている場合	植菌をC県、収穫をD県で行っている場合
☐ A国産しいたけ(菌床)	☐ B県産しいたけ(菌床(または原木))	☐ C県産しいたけ(菌床(または原木))
☐ しいたけ(菌床栽培) 原産地:A国	☐ 菌床(または原木)しいたけ 原産地(植菌地):B県 収穫地:B県	☐ 菌床(または原木)しいたけ 原産地(植菌地):C県 収穫地:D県
☐ その他(具体的に記載をお願いします。) 		

問6: 出荷先または消費者から、原産地表示の内容などについて尋ねられたことはありますか。尋ねられたことがあった場合には、その概要をご記入ください。

☐ あった。

(概要:

)

☐ なかった。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました

令和4年度 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業
国産特用林産物の競争力強化に向けた調査・実証等事業
事業成果報告書

発行：日本特用林産振興会

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 2-5-18 黒子ビル

TEL 03-3293-1197

令和5年3月31日発行

印刷：NPC 日本印刷株式会社

TEL 03-5911-8660
